神戸市条例第42号

神戸市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する 法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化 に関する法律(平成19年法律第40号)第9条第1項の規定に基づき、工場立地 法(昭和34年法律第24号)第4条第1項の規定により公表された準則に代えて 適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、工場立地法の例による。

(適用範囲)

- 第3条 この条例は、次に掲げる要件の全てに該当する特定工場について適用する。
 - (1) 昭和49年6月28日以前に当該特定工場が設置され、又は当該特定工場を設置するための工事が開始されていたこと。
 - (2) 別表に掲げる区域の区域内に設置されていること。
 - (3) 都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第8条第1項第1号に規定する工業専用地域の区域内に設置されていること。
- 2 特定工場(前項第1号に掲げる要件に該当するものに限る。)が設置されている敷地が対象区域(前項第2号の区域及び同項第3号の区域のいずれにも該当する区域をいう。以下同じ。)以外の区域にわたる場合において,第1号に掲げる要件を満たすときはこの条例の規定を適用し,第2号に掲げる要件を満たすときはこの条例の規定は適用しない。
 - (1) 対象区域以外の区域に係る敷地の面積が対象区域に係る敷地の面積を超えないとき。
 - (2) 対象区域以外の区域に係る敷地の面積が対象区域に係る敷地の面積を超えるとき。

(緑地の面積の敷地面積に対する割合)

第4条 前条の規定に基づきこの条例の規定が適用される特定工場における緑地

の面積の敷地面積(前条第2項第1号の規定に基づきこの条例が適用される場合にあっては、対象区域以外の区域に係る敷地の面積を含む。以下同じ。)に対する割合は、100分の1以上とする。

(環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第5条 第3条の規定に基づきこの条例の規定が適用される特定工場における環境施設の面積の敷地面積に対する割合は、100分の1以上とする。

(周辺地域の生活環境への配慮)

第6条 第3条の規定に基づきこの条例の規定が適用される特定工場について工場立地法第8条第1項の規定による届出を要する変更を行う者は、その変更を行うに当たっては、当該特定工場の敷地内における緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合に対して注意を払うことのほか、周辺地域に係る生活環境への配慮を示すよう努めなければならない。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この条例は、平成30年2月27日から施行する。

別表 (第3条関係)

兵 御所通1丁目,御所通2丁目,高松町,遠矢町1丁目,遠矢町2丁目,遠

庫 | 矢浜町, 浜中町2丁目, 吉田町1丁目, 和田崎町1丁目, 和田山通1丁目

区 及び和田山通2丁目